

市川 市・町

## こどもの発達支援に関する窓口情報等

## ■こどもの状態が、気になる場合の相談先(発達障害かもしれない)

	市町の相談窓口	電話番号
乳幼児期(0歳～5歳)	市川町保健福祉センター	0790-26-1999
学童期(6歳～12歳)		
思春期(13歳～15歳)		

## ■発達障害の診断、治療、療育にかかる地域資源と問い合わせ先

	機関名	電話番号
○専門の相談機関	ケアステーションかんざき	0790-32-1999
	香翠寮	079-232-6151
○療育などの支援体制(機関)		
・育児教室、遊びの教室		
・保育所、幼稚園	各こども園にコーディネーター設置	こども教育課 0790-26-0001
・学校(特別支援教育コーディネーター等)	各小・中学校に設置	
・児童発達支援事業	ケアステーションかんざき	0790-32-1999
	ゆうわ・あいき(町内)	0790-20-4825
	らぶらす(町内)	090-6552-6264
・放課後等デイサービス	ケアステーションかんざき	0790-32-1999
	ゆうわ・あいき(町内)	0790-20-4825
	ゆうわ・あいき かどや(町内)	0790-20-1253
	ここん	0790-35-9181
	ここな	0790-20-4823
	ケアLabo	0790-22-7780
	つなぐ	0790-32-0995
・児童発達支援センター		
・障害児等療育支援事業		
・発達障害親の会		
・その他		
○発達障害を診断・治療できる医療機関	<input checked="" type="radio"/> 1 ある                      2 ない (どちらかに○印を入れてください) ※神崎郡内なし。姫路市・加西市の医療機関または貴施設へ紹介となります。	

## ■相談支援・発達支援の流れ

相談窓口から必要な関係機関につなぎます。ケースの多くにおいて保健福祉センター保健師が相談窓口となり、発達相談・支援を行いながら必要に応じて療育や発達検査、医師相談につないでいきます。福祉サービスとして利用開始となれば、役場健康福祉課で手続き、調査、認定、計画相談へとつながります。小・中学校在籍児童においては、個人で医療機関相談に行かれるケースもありますが、継続支援ケースが多く、保健福祉センターへの相談になります。

所属課・係名	電話番号
市川町保健福祉センター	0790-26-1999

<https://www.town.ichikawa.lg.jp/info/336>

↑ 障害福祉サービス・地域生活支援事業

障害者総合支援法・児童福祉法による、障がい者(児)が利用できるサービスについての掲載です。